

# 農地利用の最適化とは？農業委員、農地利用最適化推進委員は何をするの？

「農業委員、農地利用最適化推進委員は何をやったらよいか分からない」と言わないで！

平成29年11月24日  
全国農業会議所

## 1. 農地利用の最適化とは

### (1)「農地利用の最適化」の究極の目的

- ①担い手への農地の利用の集積・集約、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進
- ②農地を将来も農地として守り、残し、活かすこと
- ③**今、使われている農地を使えるうちに、使える人に引き継ぐ算段をすること**
- ④そのために「農地の貸し借りを掘り起こし、農地中間管理機構を活用して、担い手に結び付ける」

### (2)「現在の農地管理」と「未来の農地管理」

農委法第6条第1項	農地の権利移動・転用等の許認可(農地を今、どう使う)	現在の農地管理
農委法第6条第2項	農地利用の最適化(農地を5年後、10年後どう使う)	未来の農地管理

### (3)全国1703全ての農業委員会が直面している課題

農業委員会制度発足時(昭和26年)	沢山の人(1,400万人)で限られた農地(600万ha)を使う
現在	少なくなった人(200万人)で沢山の農地(450万ha)を使う

### (4)農業委員会の行動改革が求められている

改正前	待ち	許認可、農地移動適正化あっせん事業等	農地の利用調整は役場の中で
改正後	出張る	農地利用の最適化	農地の利用調整を集落等現場で

- 人・農地プラン等地域の話し合い活動の場を農地の利用調整の現場に→農地の自主管理の主体に
- 集積から集約へ、個別調整から一括調整へ、一度の調整から繰り返す調整へ

### (5)農業委員会は意識改革も求められている→今までの「農地の番人」これからの「農地の番人」

改正前	外からの農地の投機的取得、内からの無断転用等を厳しく防止、排除
改正後	外から新規参入等新たな血の導入、目利き、内での農地を荒らす前の算段、相談

→「農業は俺の代で終わりだ！」を聞き逃さない

→農地については、おっせいかいおじさん(兄ちゃん)、おっせいかいおばんさん(姉ちゃん)に！

### (6)農地中間管理機構との連携について

- 農業委員会法:第6条(業務)第2項＝農地中間管理事業の推進に関する法律:第1条(目的)＝農地利用の最適化

## 2. 農地利用の最適化のため農業委員、農地利用最適化推進委員にやっていただきたいこと

No	項目	留意点
1	農地パトロール	農地法第30条利用状況調査＋現地調査＋日常のパトロール
2	意向調査	農地法第32条利用意向調査＋ <b>今使われている農地の意向把握</b> (農家の農業、農地の意向把握→今一番やっていただきたいこと・全てのスタート)
3	戸別訪問	意向調査のきっかけ、マッチングの必須事項
4	集落での話し合い	人・農地プラン等各種会合に参加→農地の利用調整の現場・最前線に
5	農地の貸し借りのマッチング	農地中間管理機構の活用→政府・国会が一番やっていただきたいこと
6	農業委員会事務局との連絡	ひとりがかかえこまずに何でも連絡、報告、相談→「活動記録簿」記入提出

## 3. 農地利用最適化交付金の活用に向けて

- (1)委員報酬の国庫財源昭和60年度以来の増額(一市町村あたり約590万円)
- (2)農業委員会の事業成果に応じて年度末に市町村に交付される額が確定(出来高払い)
- (3)もらうときは市町村のルールで(均等払いもOK)！→市町村の報酬条例に上乗せ措置の改正  
→「月額〇円以内で、市長が別に定める額」

## 4. 「意見の提出(法38条)」の取り組みと情報提供活動(法6条3項について)

### (1)意見の提出

- 第38条2項に注目→関係行政機関は、農地利用最適化推進施策の企画立案又は実施に当たっては～意見を考慮しなければならない

### (2)情報提供活動

- ①農地利用の最適化の取り組みは各地の取り組みの横展開と各種制度・施策の浸透無しに成果を確保することは困難。
- ②そのため農業委員会法第6条第3項「情報の提供」の果たす役割は決定的に重要。  
平成28年度から「**情報提供活動無くして農地利用の最適化無し**」を合言葉に運動的な取組実施中
- ③農地利用の最適化を果たすため、「農業委員会だより」、HPの作成、「全国農業新聞」、「全国農業図書」の活用で情報提供